

大和市告示第177号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年大和市条例第11号）第11条第2項及び第4項並びに第18条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

平成25年10月11日

大和市長 大木 哲

1 自転車等を移動した日等

| 自転車等を移動した日 | 移動した自転車等の台数 | | 自転車等が放置されていた場所 | 自転車等の保管場所 |
|--------------------|-------------|---------|---|---------------|
| | 自転車 | 原動機付自転車 | | |
| 平成25年9月1日から同月30日まで | 4台 | 0台 | つきみ野駅周辺自転車等放置禁止区域 | 大和市鶴間一丁目21番4号 |
| 同 | 65 | 3 | 中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 50 | 1 | 南林間駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 32 | 0 | 鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 75 | 2 | 大和駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 6 | 0 | 桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 17 | 0 | 高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 3 | 0 | 相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 35 | 1 | 大和市下鶴間、つきみ野一丁目、南林間二丁目、五丁目、六丁目、八丁目及び九丁目、林間一丁目、西鶴間二丁目及び五丁目、上草柳一丁目及び八丁目、深見西一丁目、深見、大和東三丁目、草柳二丁目、福田、福田二丁目、代官一丁目並びに下和田地内の道路 | 大和市上草柳77番地 |

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して60日間

3 自転車等の引取方法

(1) 引 取 場 所

大和市鶴間一丁目 2 1 番 4 号

(2) 引 取 日 時

次に掲げる日を除く日の午後 1 時から午後 4 時まで

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

(3) 移動及び保管に要した費用

自 転 車 1 台につき 2, 0 0 0 円

原動機付自転車 1 台につき 4, 0 0 0 円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4 自転車等の引取りのない場合の措置

保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5 連絡先

大和市都市施設部道路安全対策課